

# 「ねんきん定期便」の見方ガイド(50歳未満の方用)



親展 (Personal delivery)

+  
+  
+  
+  
+

ねんきん定期便 です

差出人

**警察共済組合本部**

〒102-8588 東京都千代田区三番町6-8 警察共済ビル

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください  
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号	
		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

a

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月			
厚生年金保険 (b)				厚生年金保険 計		
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)				
月	月	月	月	月	月	月

・ [第1号被保険者(未納月数を除く)] 欄には、この「ねんきん定期便」の付成年月日以前の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。  
 ・ (d) 欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間 (任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。  
 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

b

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】 これまでの保険料納付額 (累計額)

	加入実績に応じた年金額 (年額)	c 保険料納付額 (累計額)
(1) 国民年金	老齢基礎年金	国民年金保険料 (第1号被保険者)
	円	円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料 (被保険者負担額)
一般厚生年金期間	円	円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円	円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円	円
(1)と(2)の合計	円	円

これまでの加入実績に応じた年金額について

- これまでの加入実績 (受給資格期間) のみを基に計算した年金額 (年額) を表示しています。
- 地方公務員と国家公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
- 平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の地方公務員等共済組合法及び国家公務員共済組合法による経過的職域加算額 (共済年金) ※を含めて表示しています。
- ※被用者年金一元化前 (平成27年9月以前) の退職共済年金 (報酬比例部分) の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したのとなっており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間 (平成27年10月以降) については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間 (平成27年9月以前) については別途「経過的職域加算額 (共済年金)」として共済組合から支給されます。
- 年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「公務員厚生年金期間」については当組合に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

【参考】 これまでの保険料納付額 (累計額) について

- 国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。また、厚生年金保険の保険料納付額 (被保険者負担額) は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率 (掛金率) を基に計算しています。
- 地方公務員共済組合期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。
- 国家公務員共済組合期間に係る保険料については、標準報酬制度の導入 (昭和61年4月) 以後の保険料納付額 (国家公務員共済期間に通算された旧三公社共済期間が含まれている場合のその期間に係る保険料納付額は除きます。) のみを表示しています。
- 国家公務員共済から地方公務員共済へ異動した場合、または、地方公務員共済から国家公務員共済へ異動した場合のそれぞれの共済期間に係る保険料納付額については、上記の条件により表示しています。



**a** これまでの年金加入期間

これまでの国民年金や厚生年金等の保険料を納付した期間です。年金額を計算するための基礎となる月数です。

**b** これまでの加入実績に応じた年金額（年額）

**a** の加入期間を基礎として計算した年金額です。加入期間や標準報酬月額、標準賞与額を基礎に計算します。

**c** これまでの保険料納付額（累計額）

これまで納付した国民年金や厚生年金保険等の保険料納付額の累計額を記載しています。

**d** 「警察共済組合マイナ手続ポータル」のご案内

マイナポータルによる手続きワンストップ化の動向等を踏まえ、令和7年4月1日から、年金記録の電子交付サービスを開始しました。

ご自身の公務員共済期間における以下の年金記録の交付を受けることができます。

- ①年金加入記録
- ②年金見込額
- ③保険料納付額
- ④標準報酬月額等の記録
- ⑤給付算定基礎額残高

利用方法については、[年金記録の申請・閲覧 利用者ガイド](#)を参照してください。

また、交付を受けた年金記録等の見方については、[マイナポータルから申請した年金記録等の見方](#)を参照してください。

**e** 最近の月別状況

直近13か月における、標準報酬月額や標準賞与額、保険料納付額等を記載しています。標準報酬月額および標準賞与額は、加入期間における平均額が年金額の計算の基礎となります。

**f** 「ねんきん定期便」の記載内容に関する基準時点

表内の時点で日本年金機構や各共済組合が保有していた情報を基礎として、「ねんきん定期便」に記載しています。

**g** これまでの加入実績に応じた年金額（今年）

**b** の「(1)と(2)の合計」に記載されている年金額が記載されます。